

第9章 計画の推進について

第1節 広報体制の充実

本計画については、概要版を全戸配布するとともに、市広報紙、CATV、ホームページ等の各種媒体を利用して広報するとともに、積極的に出前講座等を行い地域の住民組織や関連団体等へも周知を行っていきます。

第2節 推進体制の確立

(1) 庁内連携体制

地域包括ケア推進室、長寿支援課、地域福祉課、健康推進課、地域包括支援センター等の事業関係部署が、本計画に基づき事業を推進するとともに、総合計画や地域福祉計画との整合性を図りながら総合的な庁内連携を図ります。

特に、地域包括ケアシステムの構築のため、協働のまちづくり課、企画政策課、都市計画課との連携を進めます。

(2) 関連団体、住民組織との連携

笠岡市社会福祉協議会、笠岡医師会、笠岡・小田歯科医師会、社会福祉法人、NPO法人等の関連団体や民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、老人クラブ連合会、婦人会、ボランティアグループなどの住民組織との連携を強化して地域包括ケアシステムの構築を推進します。

第3節 計画の進捗管理と評価

計画を着実に進行するためには、進行管理体制を確立することが必要であり、次のように進捗管理を行います。

- ①計画の進捗管理については、長寿支援課が事務局となり、第7次笠岡市総合計画の進捗状況にあわせて計画の評価・点検を行います。況にあわせて計画の評価・点検を行います。
- ②関係各課で事業実施の管理を行い、サービス利用の状況や財政の状況などを定期的に確認し、進捗状況を把握できるようにします。
- ③事業の質的な評価を行っていけるよう、相談や苦情等をはじめ、市民・団体・事業者の意見・要望・評価など質的なデータの収集・整理に努めます。
- ④3年ごとの見直しの時点では、必要に応じアンケート調査を実施し、市民や高齢者団体などを含め関係分野から意見を聴取し、幅広い視点からの評価を行います。

計画の進捗管理については、長寿支援課が事務局となり、第7次笠岡市総合計画の進捗状況また、進捗状況の点検・評価、新たに検討すべき事項については、年に2回開催する笠岡市介護保険運営協議会、笠岡市地域包括支援センター運営協議会において、現状を報告し、課題を明確にして、対応していきます。

笠岡市介護保険運営協議会	介護保険事業計画に関する進捗状況の管理
笠岡市地域包括支援センター運営協議会	地域包括ケアシステムの構築に向けた検討